

後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和3年度の保険料

所得割率、均等割額は
据え置きました。

所得割率	9.33%
均等割額	47,520円
賦課限度額	640,000円

保険料の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険料(均等割)の軽減を受けることができます。令和3年度の基準は以下の通りです。

軽減判定所得金額	軽減後の年間均等割額
43万円+10万円×A	14,256円(7割軽減)
43万円+28.5万円×B+10万円×A	23,760円(5割軽減)
43万円+52万円×B+10万円×A	38,016円(2割軽減)

A: 年金・給与所得者の人数-1 B: 世帯の被保険者の人数
※令和3年度均等割額47,520円(年額)

介護保険料のお知らせ

令和3年度の保険料

令和3年度は所得段階の要件を一部改定しましたが、保険料は据え置きました。今後3年間の保険料基準額は、年額75,600円です。



国民健康保険税のお知らせ

令和3年度の保険税

所得割率、均等割額、平等割額、賦課限度額は、全
て据え置きました。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.8%	2.0%	1.8%
均等割額	30,200円	9,300円	9,200円
平等割額	29,400円	8,800円	6,800円
賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円

所得割: 世帯加入者全員の所得に応じた税率
均等割: 加入者1人当たりの税額
平等割: 1世帯当たりの税額
賦課限度額: 国保税の世帯上限額

保険税の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険税(均等割、平等割)の軽減を受けることができます。令和3年度の基準は以下の通りです。

軽減判定所得金額	均等割 平等割
43万円+10万円×A	7割軽減
43万円+28.5万円×B+10万円×A	5割軽減
43万円+52万円×B+10万円×A	2割軽減

A: 年金・給与所得者の人数-1 B: 世帯の被保険者の人数

子どもの均等割額減免(市独自)

経済的負担が大きい子育て世帯の負担軽減のため、令和3年度に限り子供の均等割額の半分を減免します。対象は令和3年4月1日現在18歳未満の子供です。申請は不要です。

令和3年度

国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険

7月中旬に国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険料(税)決定通知書を送付します。それに合わせて、今年度の保険料(税)の変更点や新型コロナウイルス感染症に関する減免などについてお知らせします。

問い合わせ もしもしセンター ☎20・0404
医療保険サポートセンター ☎24・8148

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の保険料(税)の減免

対象・減免割合

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 → 減免割合 10/10
- 以下の①~③のいずれにも該当する世帯(介護保険料の場合は①③のみ)

■世帯の主たる生計維持者について

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入や不動産収入、山林収入、給与収入の各収入ごとにみた本年の収入のいずれかが前年に比べて3割以上減少する見込みである。
- ②前年の所得の合計額が1千万円以下である。
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

前年の合計所得	~300万円	~400万円	~550万円	~750万円	~1,000万円
減免割合	10/10	8/10	6/10	4/10	2/10

※事業などの廃止、失業の場合は、前年の合計所得に関わらず、いずれの保険料(税)も減免割合10/10

■介護保険料

前年の合計所得	~210万円	210万円超
減免割合	10/10	8/10

※申請は郵送でお願いします。
詳しくは市ホームページをご確認ください。



新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当の適用期間延長

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している従業員が、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いで仕事を休んだ場合の傷病手当について、適用期間を9月30日に延長しました。



新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の免除・学生納付特例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が免除基準相当程度まで減少した時には、令和2年2月以降の国民年金保険料について、臨時特例措置による免除・納付猶予や学生納付特例を申請できます。

対象 以下の①②のいずれにも該当する人

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した。
- ②令和2年2月以降の所得状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になると見込まれる。

※詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。



問い合わせ 小松年金事務所 ☎24・1791 医療保険サポートセンター国民年金担当 ☎24・8060

新しい保険証を送付します
8月1日から使用できる新しい保険証を、7月中旬から簡易書留で順次送付します。現在の保険証は7月31日で期限切れとなるため、各自で破棄をお願いします。

国民健康保険被保険者証
藍色に変わります(現オリーブ色)。
70歳以上の人には国民健康保険証兼高齢受給者証を送付します。

後期高齢者医療被保険者証
桜色に変わります(現青色)。
現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていて、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新しい認定証を送付します。

軽減や減免を受けるには所得の申告が必要です
世帯主及び世帯の被保険者で申告がまだの人や所得がない人も必ず申告をしましょう。